

横須賀市における近郊緑地特別保全地区等の樹林地整備方針策定業務委託審査要領

1 審査方法について

- ・審査は、企画提案書の審査及びプレゼンテーションによる審査で行います。
- ・企画提案書とプレゼンテーションを受け、「2 審査の項目及び評価点等について」、「3 採点基準」に基づき審査を行い評価します。
- ・その結果、最高点を得た業者を最優秀提案者とします。

2 審査の項目及び評価点等について

審査項目		主な評価基準	評価点
(1) 事業者評価		・事業者として本業務を遂行するにあたり、参考となる業務実績を有しているか。	10
(2) 企画提案評価	①既存資料、ヒアリング等による現況調査	・現状の樹林地を把握するために、適した視点及び適切な手法で調査を実施しようとしているか。 ・本業務の目的達成に有効な知見及び技術を有しているか。	20
	②現地踏査	・樹林地の現状を十分に把握できる調査となっているか。 ・本業務の目的達成に有効な知見及び技術を有しているか。	20
	③課題整理	・課題整理が、その後の取り組みの提案や方針策定に有益なものとなっているか。	20
	④整備に向けた対応策の検討	・①～③の成果を踏まえた提案となっているか ・整備方針の策定にあたって、本市の樹林地の現状を踏まえ、それをより良い状態にしようとする視点を持っているか。 ・整備方針をまとめるにあたり、実用性や活用性を踏まえた視点を有しているか。	20
(3) 見積書評価		・提案額	10

3 採点基準

(1) 事業者評価・(2) 企画提案評価

(1)及び(2)の各審査項目において、次に示す5段階により、評価、採点を行います。

評価段階	評価区分	採点
A	極めて優れている、非常に有効である	配点×1.00
B	優れている、有効である	配点×0.75
C	普通	配点×0.50
D	やや劣っている、あまり有効ではない	配点×0.25
E	劣っている、有効ではない	配点×0.00

(3) 見積書評価

(3)の審査項目について、次に示す内容により評価、採点を行います。

評価項目	評価方法	採点
見積書	最低提案額÷評価額×評価点数(10点) 小数点第二位を四捨五入	10点

4 選考基準

- ・1事業者当たり100点に出席委員の人数を乗じた点数を満点とする。
- ・最高得点を取った者を最優秀提案者とする。
- ・ただし選考の結果、満点の60%以上の事業者がなかった場合は、再度選考を行う。

5 契約候補者

- ・上記に基づき、最優秀提案者となった業者を契約候補者とします。